宇摩圏域の地域医療確保に関する公募提案に対する 優先交渉権者選定の過程及び審査講評

平成21年12月

目 次

第 1	優	是先交	き渉	権	者	0)	決	定	手	続	き	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	(与	≧摩圏	域	0	地	域	医	療	確	保	に	関	す	る	提	案	公	募	要	綱)						
	1	目的		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	2	提案	€ Ø	要	件	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	3	応募	資	格	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	4	公募	要	綱	0)	配	布	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	5	公募	引	関	す	る	説	明	会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	6	選表	(n)	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	7	契約	J等	0	締	結	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	8	失格	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	9	事務	易局	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	10	その)他	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第 2	優	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	き渉	権	者	選	定	の	経	過		•	•	•	•	•	•	•	•	•					•	•	1 2
	1	参加	-					•	•	•		•	•	•	•	•		•								•	1 2
	2	応募	書	類	(T)	審	査	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 2
	3	提案	討	容	(T)	確	認	(第	1	口	審	査	会) •	•		•									1 2
	4	プレ	/ゼ	ン	テ	_	シ	彐	ン	及	び	ヒ	ア	IJ	ン	グ	(第	2	旦	審	査	会) •			1 5
	5	採点	及	び	優	先	交	涉	権	者	0)	選	定	(第	3	口	審	査	会) •					•	1 5
第3	褔	肾 查請	評				•	•				•	•	•	•		•		•	•					•		1 6
	1	項目	別	審	査	講	評	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 6
	2	附带	詩意	見	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 9
(参	:考)																										
		宇摩	图图	域	地	域	医	療	確	保	審	查	会	委	員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22

愛媛県(以下「県」という。)は、愛媛県立三島病院(以下、「三島病院」という。)の移譲等を内容とする「宇摩圏域の地域医療確保に関する提案公募」を行い、平成21年9月27日に優先交渉権者を「公立学校共済組合四国中央病院」に決定した。

ここに優先交渉権者の選定過程及び学識経験者等の外部委員と県職員により 構成される「宇摩圏域地域医療確保審査会」(以下「審査会」という。)の審査 講評を以下のとおり公表する。

第1 優先交渉権者の決定手続き

県では、公募型プロポーザル方式により宇摩圏域の地域医療を確保する 提案を、次の要綱により広く民間から公募した。

宇摩圏域の地域医療確保に関する提案公募要綱

平成 21 年 8 月 12 日 愛媛県公営企業管理局

1 目 的

この要綱は、新医師臨床研修制度導入後において、深刻な医師不足に陥り二次救急体制の確保などの対策が必要となっている宇摩圏域について、安心で持続可能な地域医療を支える提案を、愛媛県公営企業管理局(以下「県」という。)が、広く民間から公募することに関し、必要な事項を定める。

2 提案の要件

提案においては、愛媛県立三島病院(以下「三島病院」という。)の移譲等を受ける意思を表明するとともに、それを活用して提案者が確保する宇摩圏域の地域医療のあり方を示すこととし、次の点に留意すること。

- (1) 三島病院の概要及び移譲条件は、別記1のとおりであること。
- (2) 提案には、提案者が地域医療を確保するに当たって、県に対して求める支援等について提案者からの条件を記載すること。

3 応募資格

(1) 公的医療機関の開設者等であって、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項の規定により許可を受け現に病院を開設している者、又は県から三島病院の移譲を受け、同法の規定により許可を受け、新たに病院を開設できることが見込まれる者とする。

なお、2以上の者が、グループで応募することも可能とする。

(2) 公的医療機関の開設者等とは、別記2のとおりである。

4 公募要綱の配布

この要綱は、県のホームページに掲載するとともに、下記9の事務局(以下「事務局」という。)において配布する。

5 公募に関する説明会

(1) 説明会の日時

平成21年8月19日(水)午後1時30分~午後3時30分

(概要説明40分、質疑応答30分、院内見学40分程度を予定)

(2) 説明会の場所

三島病院 2 階 講堂 (愛媛県四国中央市中之庄町 1684-2)

(3) 説明会の参加資格

前記3の応募資格と同じ。

- (4) 説明会の参加申し込み
 - ① 受付期間

平成21年8月12日(水)午後1時から<u>平成21年8月17日(月)午</u>後5時【必着】

② 申し込み方法

「説明会参加申込書」を持参、郵送、FAX又は電子メールにより、事務局まで提出すること。

・持参の場合の受付期間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から 午後5時までとする。

6 選考の方法(公募型プロポーザル方式)

県は、「宇摩圏域地域医療確保審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。審査会は、応募書類の審査等を行うとともに、地域医療を確保することができるかどうかについて総合的に評価し、優先交渉権者を選定し、県に報告する。

報告を受けた県は、選定された優先交渉権者と移譲条件等について交渉を行い、両者の間で合意が成立すれば、契約の相手方として決定する。

選考手続きの詳細は、以下のとおり。

(1) 参加意思表明書の提出

次により、参加意思表明書を持参又は郵送すること。参加意思表明書を提出しない者は、提案書を提出することができない。

① 受付期間

平成21年8月20日(木)から平成21年8月25日(火)まで

- ・郵送の場合は、受付期間最終日の消印有効とする。
- ・持参の場合の受付期間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から 午後5時までとする。

② 提出先

事務局

③ 提出書類

「参加意思表明書」

(2) 図面等の配布

参加意思表明書を受理された者で、希望する者には次のとおり関係図面等を配布する。

① 配布場所

事務局

② 配布期間等

平成21年8月20日(木)から平成21年8月25日(火)まで

- (注) 配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
 - ・ 配布する図面等は、応募締切日までに返却すること。
 - ・ なお、公募検討の目的の範囲であっても、県の了承なく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁ずる。

(3) 質問及び回答

参加意思表明書を受理された者を対象に、本要綱に関する質問回答を次により行う。

① 質問の方法等

質問の要旨を質問書に簡潔にまとめ、これを持参、郵送、又は電子メールにより、事務局まで提出すること。

② 質問の受付期間

平成21年8月20日(木)~平成21年8月27日(木)まで

- ・郵送の場合は、受付期間最終日の消印有効とする。
- ・持参の場合の受付期間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から 午後5時までとする。

③ 回答方法

質問者に対して、平成21年8月31日(月)までに文書により回答する。

(4) 応募書類の提出

参加意思表明書を受理された者は、次により応募書類を持参又は郵送すること。

① 受付期間

平成21年8月26日(水)から平成21年9月1日(火)まで

- ・郵送の場合は、受付期間最終日の消印有効とする。
- ・持参の場合の受付期間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

② 提出先

事務局

③ 応募書類

ア	応募申込書(様式1)1部
1	事業計画書(様式2)6部
	付属資料 1 職員配置計画書6部
	付属資料 2 収支計画書6部
ウ	法人・団体の概要(様式3)6部
工	法人役員等名簿(様式4)6部
才	事業実績に関する資料6部
カ	法人登記簿謄本1部
キ	印鑑証明書1部
ク	その他県が必要と認める書類

④ 応募費用の負担

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

⑤ 著作権の帰属等

応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、県が移譲先団体の公表等で必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できる。 なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返還しない。

(5) 審査会における選考審査

- ① 審査においては、客観性及び透明性を確保するため、点数評価を行う。
- ② 総合評価点を基に、審査員の合議により優先交渉権者を選定する。
- ③ 評価の項目及びそのポイントは、概ね次のとおりである。 なお、配点については、後日速やかに公表する。

評価項目	評価のポイント
地域医療確保に係 る基本的考え方・方 針	・的確な判断に基づく、現実的な考え方と方針か
地域医療確保計画	・二次救急医療体制の維持等地域医療確保について、具体的な提案がなされているか。
政策医療対応の考え方	・災害拠点病院、エイズ診療協力病院、第2種感 染症指定病院等の政策医療への対応の可否 等
実現可能性	・医療スタッフの確保の可否

	・収益確保の可否等
職員の受け入れ等	・現職員の受け入れの割合等
移譲条件	・県からの支援等
地域連携	・地域連携の推進 等
経営主体	・応募団体の経営状況 等

(6) 審査の実施 (プレゼンテーション及びヒアリング)

① 場 所

愛媛県庁(愛媛県松山市一番町四丁目4番地2)

② 日 時

平成21年9月上旬~中旬

時間は、調整のうえ個別に連絡する。

(7) 審査結果の公表

審査結果は、文書で通知するとともに、県のホームページにおいて公表 する。

(8) 優先交渉権者との交渉

県は、優先交渉権者として決定された者と宇摩圏域の地域医療確保及び三島病院の移譲条件等について交渉を行い、合意が成立すれば、契約等の相手方(以下「契約者」という。)として決定する。

なお、当該交渉が不調のときは、選考順位の上位の者から順に交渉を行う。

7 契約等の締結

- (1) 契約者と県は、前記6の(8)の合意に基づき「宇摩圏域の地域医療確保に 関する基本協定」を締結する。
- (2) 契約者と県は、前記6の(8)の合意に基づき三島病院の移譲契約(県有資産譲渡契約若しくは無償貸付契約)を締結する。
- (3) 印紙等、契約の締結に必要な費用は、契約者の負担とする。

8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 参加意思表明書及び応募書類の提出期限に遅れた者
- (2) ヒアリング及びプレゼンテーションの開始時刻に遅れた者
- (3) 応募書類に虚偽の記載があった者
- (4) 応募や選考審査を妨害するなど、手続きの遂行に支障を来たす行為があっ

たと認められる 者

9 事務局

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県公営企業管理局 県立病院課 指導係

TEL:089-912-2813 (係直通)

FAX:089-947-6007

E-mail: kenbyouin@pref.ehime.jp

10 その他

FAX及び電子メールによる関係書類等の送信については、事務局へ着信の確認を行うこととし、発生したトラブルに関しては、県は一切責任を負わない。

「宇摩圏域の地域医療確保に関する提案公募要綱」2の(1)に規定する「三島病院の概要及び移譲条件」は、次のとおりとする。

1 三島病院の概要

(1) 許可病床等

許可病床数	183床(一般病床 179床、感染症病床 4床)							
診療科目数	13 科 (うち下線の4科は休診中)							
	内科、 <u>小児科</u> 、泌尿器科、 <u>眼科</u> 、放射線科、麻酔科、脳神経外科、							
	呼吸器科、外科、 <u>産婦人科</u> 、 <u>耳鼻咽喉科</u> 、整形外科、循環器科							
その他	救急告示病院、エイズ診療協力病院、災害拠点病院、第2種感染症							
	指定医療機関							

(2) 移譲資産

移譲を行う病院の資産のうち、移譲の対象となる物件は、次のとおりであり、原則 として現状のまま移譲する。

① 土地

所 在 地	区分	面積	摘要
四国中央市中之庄町字浜之前 1684 番地 2	宅地	20, 000. 10 m²	病院敷地

2 建物

所 在 地	種類	構造	床面積	摘要
	病院本体	鉄筋コンクリート 地下1階 地上5階	10, 999. 87 m ²	
四国中央市 中之庄町字浜之前	医師公舎	鉄筋コンクリート 地上4階	1, 584. 00 m ²	
1684 番地 2	院長公舎	鉄筋コンクリート 地上2階	112. 00 m ²	
	看護師宿舎	鉄筋コンクリート 地上3階	540. 00 m ²	

③ 医療機器その他資産

主な医療機器については、別表のとおり。

2 移譲条件

(1) 医療機能等に係る移譲条件

- ① 三島病院が主として担ってきた医療機能、特に二次救急医療を確保(絶対条件) するほか、現有診療機能を維持(希望条件)するとともに、災害拠点病院及び第二 種感染症指定医療機関の機能(希望条件)を担い、将来的には小児科及び産婦人科 を再開(希望条件)し、長期にわたり地域医療の確保に努めること。
- ② 引き続き在院を希望する入院患者は、可能な限り引き継ぐこと。
- ③ 三島病院を退職して再就職を希望する職員は、優先的に採用すること。
- ④ 移譲予定時期は、平成22年4月1日とする。
- ⑤ 平成22年4月1日から平成33年度末までは、前記①の診療機能を条件に従い継続し、その間に県の承認を得ず病院を廃止し、又は他の医療機関等に譲渡してはならないこと。

(2) 資産に係る移譲条件

① 譲渡の場合

ア 土地

「国立病院等における資産譲渡の特例措置及び支援措置」の例に倣い、有償譲渡 (専門鑑定士の評価を得た適正価額の最大 9 割引) とする。

イ 建物

土地と同じ。

ウ 医療機器その他資産

無償譲渡とする。不用の医療機器等は、県が引き取る。

② 無償貸付の場合

医療機能が継続する期間は、無償貸付とする。

(3) その他

- ① 既往企業債の償還は、不要。
- ② 移譲を受けたリース医療機器について、リース料は移譲先団体が負担する。

「宇摩圏域の地域医療確保に関する提案公募要綱」3の(2)に規定する「公的医療機関の開設者等」とは、次に示す者をいう。

1 医療法第31条に規定する者(公的医療機関の開設者)

地方公共団体、国民健康保険団体連合会等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済 生会、厚生(医療)農業協同組合連合会

2 医療法第7条の2第1項各号(第1号及び第8号を除く。)に掲げる者 国家公務員共済組合(連合会)、地方公務員等共済組合、その他共済組合(連合会) 日本私立学校振興・共済事業団、健康保険組合(連合会)、国民健康保険組合 国民健康保険団体連合会

3 医療法第7条の2第7項に規定する者

独立行政法人のうち政令で定める者

- 4 社会福祉法人
- 5 民法第34条の規定により設立された法人(医師を会員として設立された法人等)
- 6 社会医療法人

第2 優先交渉権者選定の経過

優先交渉権者の選定にあたっては、次のスケジュールにより手続きを行った。

年 月 日	手 続 内 容					
平成21年8月12日	公募要綱の制定					
平成21年8月19日	公募要綱等の説明会及び病院見学会					
平成21年8月20日~25日	参加意思表明書の提出					
平成21年8月21日~27日	質問の受付					
平成21年8月31日	質問への回答					
平成21年8月26日~9月1日	応募書類の受付					
亚代 0.1 年 0.8 1.0 0.8	第1回審査会					
平成21年9月10日	(提案内容の説明及び審査項目と配点)					
平成21年9月16日	1団体から辞退届の提出					
亚式 9.1 年 9.1 7.1	第2回審査会					
平成21年9月17日	(プレゼンテーション及びヒアリング)					
平成21年9月18日	確認事項の送付					
平成21年9月25日	確認事項の回答					
	第3回審査会					
平成21年9月27日	(優先交渉権者の選定)					
	審査会終了後、県が優先交渉権者を決定					

1 参加要件確認

公募の受付期間であった平成21年8月26日(水)~9月1日(火)までに、3団体から応募があり、応募者から提出された参加申込書等により参加資格要件を確認したところ、3団体とも参加資格要件を満たしていることを確認した。

2 応募書類の審査

応募書類の提出があった3団体について、公募要綱6 (4) ③に規定されている応募書類の形式審査を行った結果、3団体とも不備がないことを確認した。

なお、そのうち1団体については9月10日付けで辞退届が提出され、 同月16日に受理された。

3 提案内容の確認 (第1回審査会<21.9.10 開催>)

① 審査項目の配点

応募団体からの提案内容を確認するとともに「宇摩圏域の地域医療 確保に関する提案公募要綱」 6 (5) ③の評価に関する配点を次のと おり決定した。

評価項目		評価のポイント	配点			
1	地域医療確保に係る 考え方・方針	・的確な判断に基づく、現実的な考え方と方針か	5			
2	地域医療確保計画	・二次救急医療体制の維持等地域医療確保について、具体的な提案がなされているか。	20			
3	政策医療対応の 考え方	・災害拠点病院、エイズ診療協力病院、第2種感 染症指定病院等の政策医療への対応の可否 等	10			
4	実現可能性	・医療スタッフの確保の可否 ・収益確保の可否 等	25			
⑤	職員の受入れ等	・現職員の受け入れの割合 等	10			
6	移譲条件	・県からの支援 等	10			
7	地域連携の推進	・地域連携の推進 等	10			
8	経営主体	・応募団体の経営状況 等	10			
評価点合計						

② 審査評価配点の考え方

上記の8つの審査評価項目(大項目)を基に、これをさらに具体化した着眼事項となる14の小項目を次頁のとおり設定する。

	<大項目>		<小項目>
1	地域医療確保に係る考え方・方針	\rightarrow	1項目
2	地域医療確保計画	\rightarrow	2項目
3	政策医療対応の考え方	\rightarrow	1項目
4	実現可能性	\rightarrow	3項目
(5)	県職員の受入等	\rightarrow	2項目
6	譲渡条件(県からの支援内容)	\rightarrow	1項目
7	地域連携の推進	\rightarrow	2項目
8	経営主体	\rightarrow	2項目
	計		14項目

「宇摩圏域の地域医療確保に関する提案」に係る審査の評価項目及び配点

<mark>評価項目 配</mark>								
	大	小	点					
1	地域医療確保に係る 考え方・方針	的確な判断に基づく実現可能な考え方と方針か	5					
2	地域医療確保計画	二次救急医療体制の内容	10					
	26·线区源唯体们凹	診療機能の内容 (二次救急医療体制及び政策医療以外)	10					
3	政策医療対応の 考え方	災害拠点病院 エイズ診療協力医療機関 第2種感染症医療機関等の 政策医療への対応	10					
		医師確保の可能性	15					
4	実現可能性	看護師及びその他の 医療スタッフの 確保の可能性	5					
		患者確保の方策 収支計画	5					
(5)	県職員の受入れ等	県職員の受入れ割合	5					
	7K17W 5E 07 22 7K1 0 K1	処遇上の配慮	5					
6	移譲条件	県からの支援内容	10					
	地域連携の推進	病病連携、病診連携等の推進	5					
	地域建物が推進	地元団体等との連携推進	5					
<u>8</u>	経営主体	経営の健全性	5					
	까도 EJ 그 IPY	地域医療への貢献度	5					
		評価点合計	100					

③ 小項目の配点

1項目5点を基本とする。

⇒5点×14項目=70点

④ 重点配分

次の5つの着眼事項(小項目)については、特に重要であるので、重 点配分(30点アップ)を行う。

〇 地域医療確保計画

- ① 二次救急医療体制の内容 ⇒10点(5→10点)
- ⇒10点(5→10点) ② 診療機能の内容
- 〇 政策医療対応の考え方
 - ③ 災害拠点病院、第2種感染症対策等 \Rightarrow 10点(5 \rightarrow 10点)
- 〇 実現可能性
 - ④ 医師確保の可能性

⇒15点(5→15点)

- 〇 譲渡条件

⑤ 県からの支援内容 ⇒10点(5→10点)

4 プレゼンテーション及びヒアリング(第2回審査会<21.9.17 開催>)

提案書を基に、応募団体の経営者等幹部から直接プレゼンテーション(2 0分間)を受けるとともにヒアリングを行った。

なお、2団体とも提案書では読み取れなかった事項やプレゼンテーショ ン・ヒアリング終了後の一部審査員の疑義等について、提案内容の明確化を 図るため「確認事項」として書面での回答を求めた。

5 採点及び優先交渉権者の選定(第3回審査会<21.9.27 開催>)

応募団体から提出のあった「確認事項」に対する回答について協議した後、 審査の客観性及び透明性を確保するため、審査員が上記3の評価項目ごとに 点数評価を行い、総合評価点を基にして合議により優先交渉権者を選定した。 これと併せて、「宇摩圏域の地域医療を守るための附帯意見書」を採択し、 選定結果とともに県に提出した。

第3 審査講評

評価項目に従い採点した結果、次のとおり公立学校共済組合四国中央病院が69.6点(100点満点)を獲得し、優先交渉権者に選定した。 以下、評価項目毎に審査講評を行う。

総合評価点数表

	評価項目			公立学校共済組合	
NO	内容		総配点 (配点×7委員)	(四国中央病院)	
1	地域医療確保に係る 基本的考え方・方針	5	35	27	
2	地域医療確保計画	20	140	84	
3	政策医療対応の考え方	10	70	60	
4	実現可能性	25	175	106	
(5)	職員の受け入れ等	10	70	47	
6	移譲条件	10	70	46	
7	地域連携の推進	10	70	58	
8	経営主体	10	70	59	
	評価点合計	100	700	487	

平 均 点 (評価点合計 / 7 委員)	69.6
----------------------	------

1 項目別審査講評

(1) 地域医療確保に係る基本的考え方・方針

基本的には、2団体とも地域医療を守るには、1つの病院のみでは限界があり、互いにこれまで培ってきた医療機能の強みを活かし、補完しあうことで地域医療を守ろうとする考え方を共有していた。具体的には、どちらが優

先交渉権者となっても、相手方に三島病院の病床を一定数譲渡し、各々の得意分野についての診療機能の充実強化を図り、役割を分担しようとするものであった。

優先交渉権者となった公立学校共済組合は、時期こそ明示されなかったものの、将来的に350床規模の中核病院を三島病院の土地に建設すると明言されたため、県が「第3次愛媛県立病院財政健全化計画」において示した「中核病院の形成による地域医療の課題を解決する」という方針に沿った提案であり、将来の宇摩圏域での安定的かつ持続的な医療提供に資するものであると評価した。

(2) 地域医療確保計画

絶対条件としていた二次救急医療については、両団体ともこれまで三島病院が担ってきた4日に1回の救急輪番を引き継ぐ内容となっているが、優先交渉権者となった公立学校共済組合は、川之江地区にある本院の救急医療体制を質・量とも充実し、三島病院が担当していた分を含め2日に1回、本院で対応することとしている。一方、次点の団体においては、現在、川之江地区にある関連病院の急性期機能を三島病院に移転し、三島病院で対応する内容となっている。手法は異なるものの、両者とも宇摩圏域における二次救急輪番制度の維持については、これまでどおり継続することとしている。

また、医療機能については、優先交渉権者となった公立学校共済組合は、 当面は三島病院を「三島医療センター(仮称)」として外来中心とし、入院は 内科系治療とせざるを得ないとの提案であるが、本院と一体となって効率的 な運営を行い、三島医療センター及び本院を合わせた全体として救急・小児・ 周産期等医療機能の充実に努めることとしている。一方、次点の団体につい ては、川之江地区にある関連病院の急性期機能を三島病院に移転し、現在の 病院は回復期・維持期の病院に機能転換する提案である。

両団体とも、公募の「絶対条件」である二次救急医療を継続する提案であった。審査会として、三島地区で二次救急医療等を実施するとした次点の団体を評価する一方、ヒアリング時における二次救急医療に対する意識と姿勢において、公立学校共済組合が評価された。

(3) 政策医療対応の考え方

政策医療については、両団体とも三島病院が担っている「災害拠点病院」、「エイズ診療協力病院」、「第2種感染症指定医療機関」のすべての機能を引き継ぐ内容となっており、高く評価した。

(4) 実現可能性

医師確保に対する公立学校共済組合の提案は、①県立三島病院の勤務医との協力②各大学・関連病院への地域中核病院構想の周知③自治医科大学医師の応援体制の構築④公立学校共済組合8病院での初期・後期研修プログラム⑤地元医師会への協力依頼等多彩な内容により、県との共同責任において医師約10名を確保する提案であったが、その具体化については今後の努力が必要となる面も見受けられた。一方、次点となった団体においては、大学との連携が進んでおり、二次救急医療対応として、愛媛大学付属地域医療再生サテライトセンターを設置し、大学からの医師派遣や公募による医師確保等を提案しており、評価のできる内容であった。

また、看護師等のコメディカルの確保については、両団体とも採用方針や研修プログラムなど体系的に確立されたものを有しているが、公立学校共済組合は、比較的安定した雇用がなされている一方、次点の団体は、職員の平均勤続年数が短く定着率に大きな開きがあった。

(5) 職員の受け入れ等

両団体ともに、三島病院職員の優先採用を提案しているが、公立学校共済組合は、年齢構成を考慮しつつ同組合の給与体系を準用することとしており、三島病院の職員にとっては、現行の給与体系とそれほど大きな違いがないことから、受け入れやすい条件となっている。一方、次点の団体の提案は、医師を除き給与格差が大きく、職員にとっては多少厳しい内容となっている。

審査会としては、三島病院職員の引継ぎに関しては、国家公務員の給与体系を踏襲している公立学校共済組合の方が理解を得やすいと評価したが、次点の団体においても民間病院としては、通常考えられる職員の処遇であると評価している。

(6) 移讓条件

前述したとおり、県が移譲の絶対条件としていた二次救急医療については、 両団体とも三島病院分を含めて引き続き継続するとしており、災害拠点病院、 エイズ診療協力病院、第2種感染症指定医療機関等の政策医療についても継 続する内容であった。

資産の譲受けにあたっては、両団体とも施設の改修経費や医療機器の導入 経費など国の補正予算で創設された地域医療再生基金の活用を希望している が、仮に基金が凍結された場合も移譲を受ける姿勢に変わりはない旨を確認 している。

なお、地域医療再生基金の活用については、審査会として直接コミットす

る立場にないが、今回の提案内容は、宇摩圏域の地域医療を確保する「中核的な計画」に位置付けられるものであり、有効な基金の活用が望まれる。

(7) 地域連携の推進

両団体とも「地域連携室」を設置するなど病病連携、病診連携に努めているが、公立学校共済組合は、地域の他病院や地元医師会との診療連携が豊富であるのに加え、将来は「地域医療支援病院」を目指し、「地域完結型医療体制」の構築を目標とする明確なビジョンを持っており高く評価した。

(8) 経営主体

経営の健全性については、両団体とも十分確保されているが、公立学校共済組合は、文部科学省所轄の認可法人が運営する直営病院であり、全国に8つある病院の一つとして、将来にわたり病院経営を継続する経営基盤は安定しており、地域住民の安心感は高いと評価した。

2 附带意見書

県が県立三島病院の民間移譲を決定してから、大変短い時間であったにも 関わらず、優れた提案を提出していただいた2つの応募団体に対しては、厚 く感謝を申し上げる。どちらの提案も、宇摩圏域の地域医療確保が見込める レベルの高い提案であったと高く評価している。

今後は、両団体の提案にあったように、地域医療を確保するには1つの病院の頑張りだけでは限界があり、地域の他病院や医師会、行政をはじめとする関係者との協力と連携がなければ実現できないと考える。

当審査会の主な任務は、三島病院の移譲先を選定することであるが、今回の提案公募の目的は「宇摩圏域の地域医療確保」に関する提案であることを考慮し、審査会として、地域医療を守るための附帯意見書を採択することとし、別紙のとおり県公営企業管理者に提出したので、関係者においては、意見書の趣旨を十分に踏まえた対応をとられることを期待する。

平成21年12月 宇摩圏域地域医療確保審査会

「宇摩圏域の地域医療確保に関する提案公募」 の優先交渉権者の選定にかかる附帯意見書

審査会の任務は、宇摩圏域地域医療確保審査会運営要領第2条の規定によれば「優先交渉権者の選定審査」及び「優先交渉権者の選定」であるが、宇摩圏域の地域医療確保に関する提案公募要綱2「提案の要件」に規定されている「宇摩圏域の地域医療のあり方を示すこと」を選定審査の念頭においたところである。

ついては、審査会の任務としての優先交渉権者の選定だけでなく、選定審査 の過程における審査会の所感、すなわち「宇摩圏域の地域医療のあり方」につ いて審査会としても意見を提出すべきと考え、審査結果報告とともに、本書の とおり附帯意見書を提出する。

1.「中核病院の形成」について

県においては、宇摩圏域において求められる医療機能を提供するための方策として、民間病院への三島病院の移譲を契機とする「集約による中核病院の形成」を提示しているが、現在の医療資源の状況を考えると、当審査会としても「集約による中核病院の形成」が、当圏域の地域医療確保に係る最善の方策と判断する。

今後は、優先交渉権者となった公立学校共済組合四国中央病院においては、 関係機関・団体等との連携を図るなかで、「中核病院形成」の早期実現に努めら れたい。

2. 地域医療機関の役割分担

宇摩圏域の地域医療確保を図るには、1病院への三島病院移譲だけでは、二 次救急医療体制の維持、周産期医療の確保等、地域で求められる医療機能の実 現には不十分と考える。

このため、今回の三島病院の民間移譲を契機に、これまで救急輪番を担ってきた3病院並びに地域の診療所そして医師会がそれぞれの役割を担い、相互に協力し補完しあうことが重要な要件であると判断する。

3. 行政機関の役割

県においては、優先交渉権者との契約交渉において、地域医療確保のためさらなる診療機能向上に向けた粘り強い交渉を行うとともに、スムーズな移行に向け最大限の努力をされたい。

地元市においても、これまで以上に地域医療確保に積極的に関与協力し、地域一体となって地域医療を支える体制の構築を図る努力をされたい。

4. 地域医療再生基金の活用等

県においては、地域医療再生基金の活用や医師派遣にあたっては、優先交渉権者となった公立学校共済組合四国中央病院への支援は勿論であるが、第2優先交渉権者を含め地域医療を支える関係機関に対する支援も考慮され、適切な地域医療再生計画が策定されることを希望する。

(参考)

宇摩圈域地域医療確保審査会委員

区 分	氏 名	職業等	備考
学識経験者	おおにし たかのり 大西 丘倫	愛媛大学 大学院医学系研究科長 医学部長	
学識経験者(委員長)	原田 満範	松山大学経営学部教授	原田会計事務所所長 (公認会計士)
医 師 会 (副委員長)	^{ひきの} ごろう 久野 梧郎	県医師会長	
看護協会	にのみやゅ み こ 二宮由美子	愛媛県看護協会長	
四国中央市	ぁゖたこういちろう 藤田好一郎	副市長	
愛 媛 県	せんば りゅうぞう 仙波 隆三	保健福祉部長	
愛 媛 県	くりた しろう 栗田 史朗	公営企業管理局長	